

十 資産の評価益

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(取得価額の修正等と評価益の計上との関係)</p> <p>4-1-2 次に掲げる事実に基づき生じた益金は、法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》に規定する資産の評価益には該当しないことに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> | <p>(取得価額の修正等と評価益の計上との関係)</p> <p>4-1-2 次に掲げる事実に基づき生じた益金は、法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》に規定する資産の評価益には該当しないことに留意する。</p> <p>(1) <u>公社債（転換期間満了前の転換社債及び新株引受権付社債を除く。）、コマ</u> <u>マーシャル・ペーパー及び外国法人の発行する譲渡性預金証書の取得価額</u> <u>がその額面金額に満たない場合において商法第285条ノ5《社債その他の</u> <u>債券の評価》の規定によりその帳簿価額について相当の増額をしたこと。</u></p> <p>(注) <u>法人が、分離型の新株引受権付社債に係る新株引受権及び社債につき、</u> <u>その帳簿価額を合理的に区分して経理しているときは、当該社債につい</u> <u>ては、公社債に含まれる。</u></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> |

十一 棚卸資産の取得価額

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)</p> <p>5-1-7 (2-1-42の取扱いの適用がある場合を含む。)</p> <p>.....</p> | <p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)</p> <p>5-1-7 (2-1-36の取扱いの適用がある場合を含む。)</p> <p>.....</p> |